

災害時における法律相談業務に関する協定

三条市（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）とは、三条市内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

第1条 甲は、災害時において、乙に対して、法律相談会の開催を要請することができる。

- 2 諸般の事情から、乙において緊急に法律相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（相談担当者の連絡）

第2条 乙は、前条記載の法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。但し、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

- 2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。但し、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。但し、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、被災者が費用負担しないことを相互に確認する。

- 2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、乙の作成する災害時Q&A集その他情報共有、甲が行う防災関連事業への連携・協力、その他情報交換や連携協力を努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和3年7月12日

三条市旭町二丁目3番1号

甲 三条市

三条市長

滝 沢 亮

新潟市中央区学校町通1番町1番地

乙 新潟県弁護士会

会 長

若 槻 良 宏
